特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

氷川町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

氷川町長

公表日

令和4年2月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ④予防接種健康被害に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。					
③システムの名称	①健康管理システム(予防接種)、②団体内統合宛名システム、③中間サーバー、 ④ワクチン接種記録システム(VRS)					
2. 特定個人情報ファイル名						
予防接種台帳ファイル、健康管	管理台帳ファイル、統合宛名ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1)実施する 2)実施しない 3)未定

録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

番号法第19条第8号別表第二 ②法令上の根拠 第16の2項、17項、18項、19項 16の2項、16の3項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| 氷川町役場 町民課 | 〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地642番地 | 1 回 0965-52-5851

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年3月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		13年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類										
[基礎	項目評価	書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	董点項目評価書 全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	『価書又は全項目	目評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)										
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない										
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査										
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監					
9. 従業者に対する教育・啓	外									
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている				

変更簡所

変更固 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	法令上の根拠(利用)	・番号法第9条第1項 、別表第1 項番93の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項、別表第一 10項	事後	
令和3年8月24日	法令上の根拠(情報連携)	・番号法第19条第7号 別表第2 項番115の 2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	情報照会:番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条7号、別表第二 16 の2項、16の3項	事後	
令和4年2月24日	1.②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成2 4年法律第31号)及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関す 法法(平成25年法律第27号。以下、「番号 法法いう。)の規定に従い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定 接種や住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表第二に基句提供 不少下ワークを介して情報連携を行う。具体的に は、特定個人情報ファイルを次の事務に使用す る。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種対象者の選定 ②予防接種対象者の選定 ②予防接種対象者の選定 ③服会申請による予防接種履歴の服会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤予防接種健康被害に関する事務 ⑥委託料の支払い	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施場所等) ③取入者・診察紛失者等への予診票発行 ④予防接種健康被害に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種配録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種参与を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録やを登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書		
令和4年2月24日	1.③システムの名称	総合健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	①健康管理システム(予防接種)、②団体内統合宛名システム、③中間サーバー、 ④ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和4年2月24日	4.②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 、別表第1 項番93の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記 録ンステムを用いた情報提供、照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和4年2月24日	4. ②	・番号法第19条第7号 別表第2 項番115の 2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	番号法第19条第8号別表第二 第16の2項、17項、18項、19項 16の2項、16の3項		

る説明			
	I		